

○金融庁
厚生労働省 告示第 号

労働金庫法施行規則及び労働金庫法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利
用に関する命令の一部を改正する命令（令和三年内閣府令第 号）の施行に伴い、労働金庫法施行
規則第四十二条第二項第四号に規定する有価証券の貸付け等を定める件（平成十年大蔵省労働省告示第五号）の一
部を次のように改正し、令和三年十一月二十二日から適用する。

令和三年十一月 日

金融庁長官 中島 淳一

厚生労働大臣 後藤 茂之

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の
傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>労働金庫法施行規則（昭和五十七年 <small>大蔵省 労働省</small> 令第一号）第四十二条第二項第四号、第四十三条第二項第三号、第四十五条第二項第七号及び第八十三条第一項第十号の規定に基づき、労働金庫法施行規則第四十二条第二項第四号に規定する有価証券の貸付け等を次のように定める。</p> <p>（現金自動支払機等）</p> <p>第三条 規則第四十五条第二項第七号に規定する金融庁長官及び厚生労働大臣が別に定める機械は、次に掲げる機械とする。</p> <p>「一〇四 略」</p>	<p>労働金庫法施行規則（昭和五十七年 <small>大蔵省 労働省</small> 令第一号）第四十二条第二項第四号、第四十三条第二項第三号、第四十五条第四項第八号及び第八十三条第一項第十号の規定に基づき、労働金庫法施行規則第四十二条第二項第四号に規定する有価証券の貸付け等を次のように定め、平成十年六月十日から適用する。</p> <p>（現金自動支払機等）</p> <p>第三条 規則第四十五条第四項第八号に規定する金融庁長官及び厚生労働大臣が別に定める機械は、次に掲げる機械とする。</p> <p>「一〇四 同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	